

にいがた未来応援日本株ファンド

追加型投信／国内／株式



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
設立年月日:1986年11月15日
資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 21,674億円
(資本金・運用純資産総額は2023年12月末現在)
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社
〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号

0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



投資家の皆さんへ

“風景さえ美味しいうるおいの新潟”。本州の日本海側やや北側に位置する新潟県には、豊かで広大な土地、200万人を超える人口、四季折々の美しい自然や美味しい食べ物をはじめ、歴史的価値の高い遺産や文化が数多くあります。

そして、意外に知られていない魅力の一つに、新潟県には世界有数の技術力を有する企業や投資魅力のある企業が数多くあることです。

『にいがた未来応援日本株ファンド（愛称）にいがたの架け橋』は、ファンドの資金の一部をにいがたの地元企業等へ投資を行い、応援します。また、ファンドが収受する運用管理費用（信託報酬）の一部を「新潟県の未来づくり」への貢献が期待できる団体に寄附を行います。

投資家の皆さまの資産形成支援とファンドを通じた新潟関連企業への支援を行う「にいがたの架け橋」をどうぞ末永くご愛顧いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

にいがた未来応援日本株ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月14日に関東財務局長に提出しており、2024年3月15日にその届出の効力が生じております。当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求日論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求日論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|-------------------|--------------------------|------|--------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
| 追加型 | 国内 | 株式 | その他資産(投資信託 証券(株式 一般)) | 年1回 | 日本 | ファミリー ファンド |

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL:<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

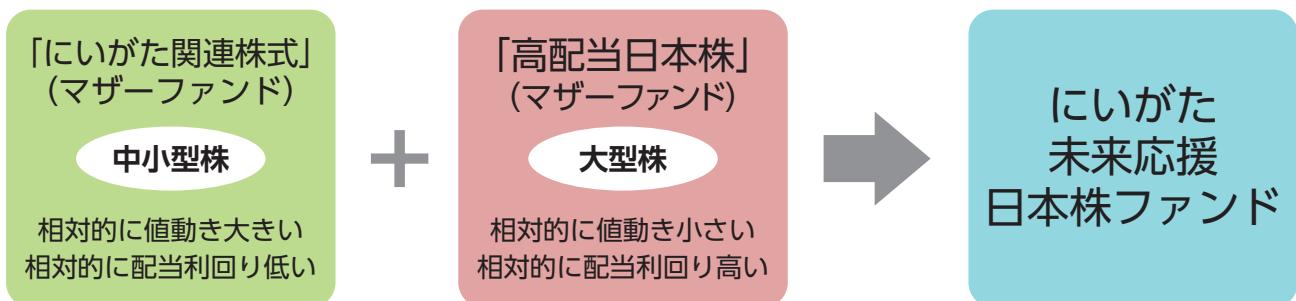
にいがた未来応援日本株ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドを通じて、わが国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

● 特色①

明治安田にいがた関連株式マザーファンドおよび明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド(以下、それぞれまたは総称して「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

◆当ファンドは、「にいがた関連株式」と「高配当日本株」を組み合わせています。



● 特色②

明治安田にいがた関連株式マザーファンドの運用においては、にいがた関連株式の中から財務状況や流動性、バリュエーション等を考慮して銘柄を選定します。

◆にいがた関連株式とは

わが国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含む)のうち

新潟県に本社
(これに準ずるものを含む)がある企業



新潟県に工場や店舗等があるなど
新潟県の経済に貢献している企業



～新潟の未来を応援するために～

当ファンドでは、お客さまにご負担いただいた運用管理費用(信託報酬)の一部を新潟県の未来づくりを支援するために寄附を行います。

寄附の内容につきましては、委託会社が販売会社と協議のうえ決定し、委託会社のホームページを通じて、受益者の皆さまにご報告します。

なお、寄附金額につきましては、委託会社と販売会社が、それぞれ、毎年6月の決算期末を基準に、収受した運用管理費用(信託報酬)の中から、当該計算期間中の日々の純資産総額に年0.1%の率を乗じて得た金額とします。

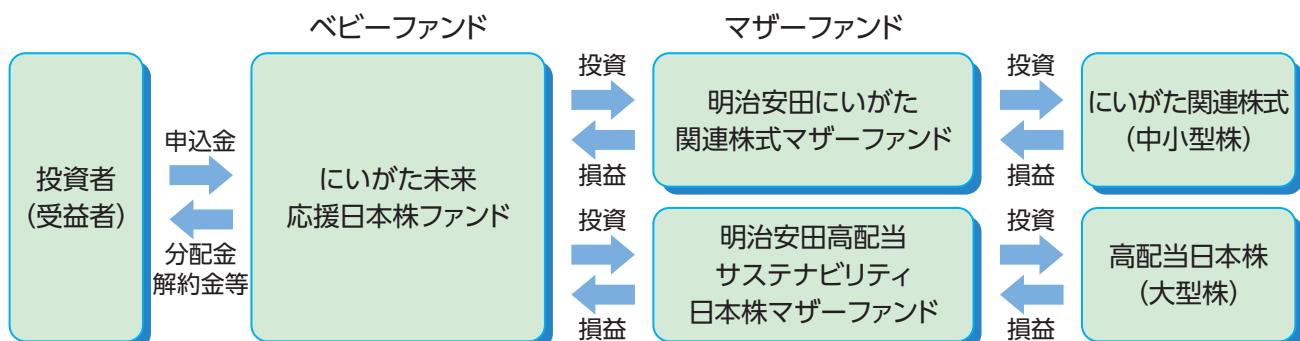
※将来的には状況によって寄附金額が変更になることがあります。

●特色③

明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンドの運用においては、わが国の金融商品取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含む)の中から、予想配当利回りが市場平均を上回り、配当や業績等の安定性が高いと判断される銘柄を厳選します。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

各マザーファンドの配分比率については、リスクコントロールの観点から各マザーファンドにおける投資対象銘柄の時価総額や流動性等を考慮し適宜変更します。

「にいがた関連株式」 (マザーファンド)

- ・新潟県に本社(これに準ずるものを含む)がある企業
- ・新潟県に工場や店舗等があるなど新潟県の経済に貢献している企業

財務状況、時価総額、流動性、バリュエーション等を分析

にいがた関連株式

「高配当日本株」 (マザーファンド)

わが国の金融商品取引所に上場されている
高い配当利回りが期待できる銘柄

配当利回り、業績の安定性、配当の安定性、
株価の安定性などからスクリーニング

投資候補銘柄

財務分析、ビジネスモデル分析など
企業のサステナビリティの観点からの定性分析

高配当日本株

「にいがた関連株式」と「高配当日本株」の配分比率は、リスクコントロールの観点から
投資対象銘柄の時価総額や流動性等を考慮して決定(適宜変更)

にいがた未来応援日本株ファンド

※運用プロセスは今後変更される場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

| | |
|-----------------|--|
| ■ 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| ■ 同一銘柄の株式への投資割合 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| ■ 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| ■ 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 |
| ■ デリバティブ取引等の使用 | デリバティブ取引および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 |

■ 分配方針

年1回(6月15日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さんに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

| | |
|---------|--|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 流動性リスク | 株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

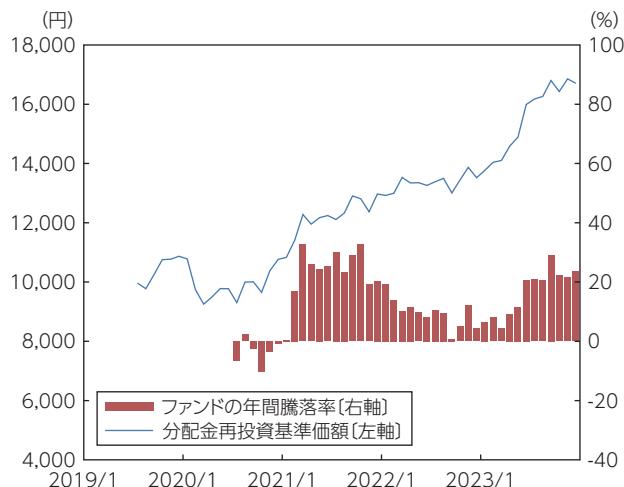
<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



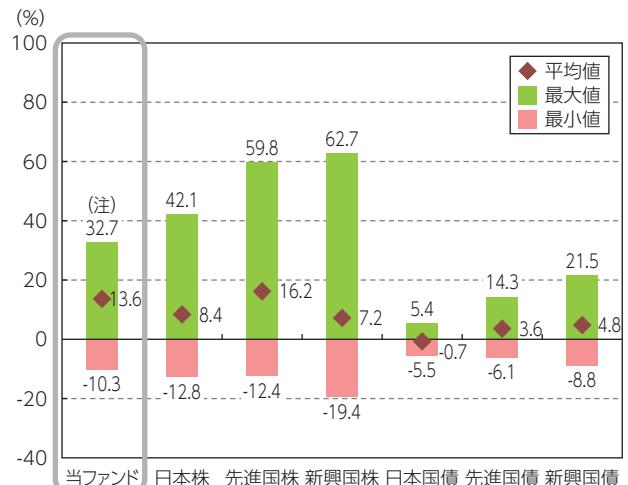
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2019年1月～2023年12月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名称 | 権利者 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) | 株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社 |
| 先進国株 | MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) | MSCI Inc. |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI Inc. |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | 野村フィデューシャリーリサーチ& コンサルティング株式会社 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) | FTSE Fixed Income LLC |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース) | J.P.Morgan Securities LLC |

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

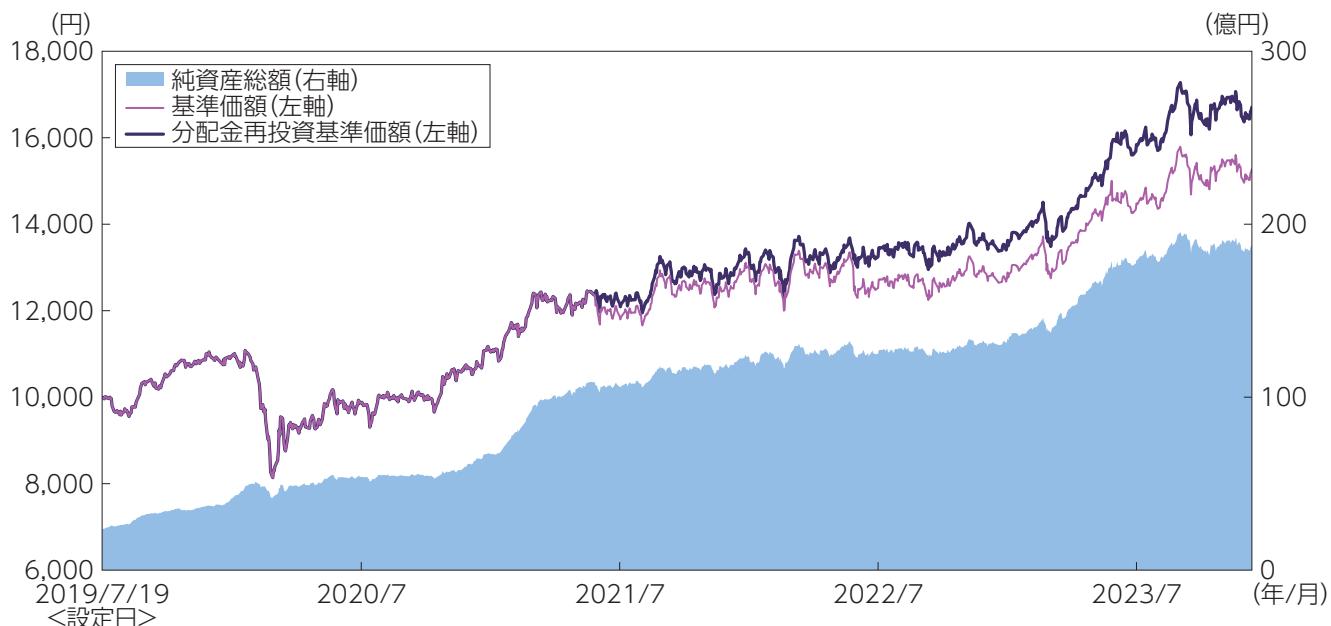
最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む（承認・選択等が必要な場合があります）。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況（月次レポート等）をご確認ください。



2023年12月29日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しております。

| | | | |
|---------|---------|-----------|-------|
| 基 準 価 額 | 15,273円 | 純 資 産 総 額 | 188億円 |
|---------|---------|-----------|-------|

分配の推移

| 分配金の推移 | |
|---------|--------|
| 2023年6月 | 500円 |
| 2022年6月 | 400円 |
| 2021年6月 | 300円 |
| 2020年6月 | 0円 |
| — | — |
| 設定来累計 | 1,200円 |

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

| 資産の種類 | 投資比率(%) |
|---------------------------|---------|
| 明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド | 67.43 |
| 明治安田にいがた関連株式マザーファンド | 30.53 |
| その他の資産(負債控除後) | 2.04 |
| 合計(純資産総額) | 100.00 |

※投資比率は対純資産総額比

組入上位10銘柄

明治安田にいがた関連株式マザーファンド

| | 銘柄名 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-----------------|-------|---------|
| 1 | 北越工業 | 機械 | 6.99 |
| 2 | 北越コーポレーション | パルプ・紙 | 5.98 |
| 3 | 第四北越フィナンシャルグループ | 銀行業 | 4.64 |
| 4 | 日本精機 | 輸送用機器 | 4.53 |
| 5 | アクシアル リテイリング | 小売業 | 4.34 |
| 6 | アークランズ | 小売業 | 3.97 |
| 7 | コメリ | 小売業 | 3.89 |
| 8 | ハードオフコーポレーション | 小売業 | 3.83 |
| 9 | 大光銀行 | 銀行業 | 3.76 |
| 10 | ヨネックス | その他製品 | 3.66 |

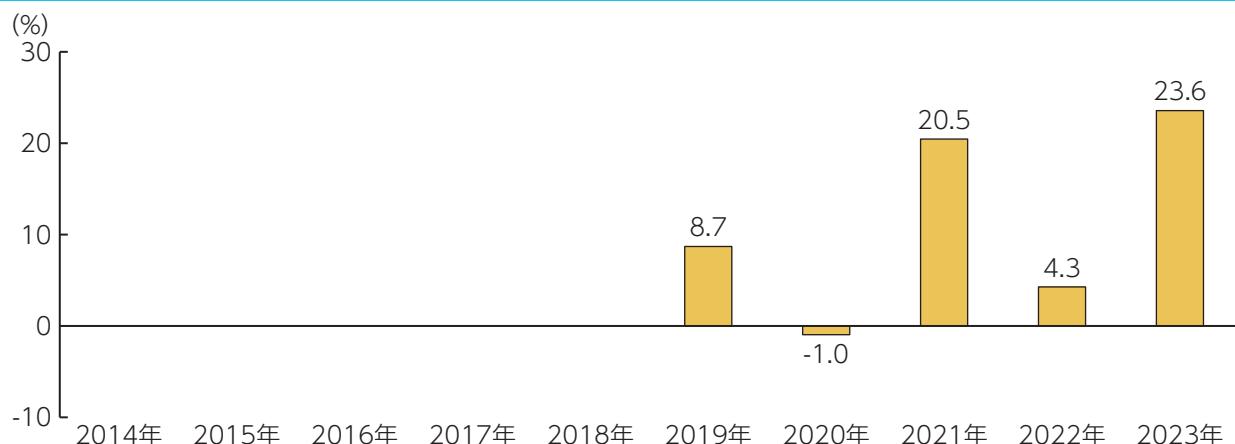
※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

明治安田高配当サステナビリティ日本株マザーファンド

| | 銘柄名 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|-------------------|--------|---------|
| 1 | 積水ハウス | 建設業 | 4.54 |
| 2 | 大和ハウス工業 | 建設業 | 4.50 |
| 3 | オリックス | その他金融業 | 4.41 |
| 4 | KDDI | 情報・通信業 | 4.41 |
| 5 | ブリヂストン | ゴム製品 | 4.37 |
| 6 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業 | 4.31 |
| 7 | 荏原製作所 | 機械 | 4.29 |
| 8 | キヤノン | 電気機器 | 4.26 |
| 9 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 4.23 |
| 10 | 野村不動産ホールディングス | 不動産業 | 4.17 |

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※2019年は設定日(2019年7月19日)から年末までの收益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合せください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合せください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合せください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | — |
| 購入の申込期間 | 2024年3月15日から2024年9月13日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |

| | |
|---------|--|
| 信託期間 | 無期限(2019年7月19日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 6月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知っている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 |

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、 年1.573% (税抜1.43%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 <内訳> | | | | | | | | | | |
|---|---|------|--------|------|---|------|---|------|----------------------------|----|--------------------------------------|
| | <table border="1"><thead><tr><th>配分</th><th>料率(年率)</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.77% (税抜0.7%)</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.77% (税抜0.7%)</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.033% (税抜0.03%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>1.573% (税抜1.43%)</td></tr></tbody></table> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 0.77% (税抜0.7%) | 販売会社 | 0.77% (税抜0.7%) | 受託会社 | 0.033% (税抜0.03%) | 合計 | 1.573% (税抜1.43%) |
| 配分 | 料率(年率) | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.77% (税抜0.7%) | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.77% (税抜0.7%) | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.033% (税抜0.03%) | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1.573% (税抜1.43%) | | | | | | | | | | |
| <内容> | <table border="1"><thead><tr><th>支払い先</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr><tr><td>合計</td><td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td></tr></tbody></table> | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |
| 支払い先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価 | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | |
| 信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 | | | | | | | | | | | |
| ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 | | | | | | | | | | | |
| ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 | | | | | | | | | | | |
| ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 | | | | | | | | | | | |
| ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 | | | | | | | | | | | |

<寄附>

- 寄附金額につきましては、委託会社と販売会社が、それぞれ、毎年6月の決算期末を基準に、収受した運用管理費用(信託報酬)の中から、当該計算期間中の日々の純資産総額に年0.1%の率を乗じて得た金額とします。
- 寄附の内容につきましては、委託会社が販売会社と協議のうえ決定し、委託会社のホームページを通じて、受益者の皆さまにご報告します。
- ※将来的には状況によって寄附金額が変更になることがあります。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|--------------|---|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

※上記は2024年1月1日現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。



明治安田アセットマネジメント